

## 議第六号議案

### 群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

群馬県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年群馬県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「五」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

#### 提案理由

代表者の押印を廃止しようとするものである。